

## W B F 法規委員会議事録抄訳

2008 年 10 月 10 日金曜日、北京

訳者注：新規則解釈の部分に限って翻訳しました。全文は別掲の英文の議事録をご参照下さい。

出席者：           Ton Kooijman（委員長）           Grattan Endicott（書記）  
                  John Wignall（起草小委員会議長） Max Bavin  
                  Maurizio Di Sacco                 Joan Gerard  
                  Bertrand Gignoux                 Alvin Levy  
                  Jean van den Meiracker           Dan Morse  
                  Jeffrey Polisner                 William Schoder

オブザーバー： 吉田 正

1. 略
2. 略
3. 10 月 8 日に開催された起草小委員会の報告を検討した。委員会は次のとおり小委員会の解釈と決定を確認した：

Kooijman 氏が注釈と補足作業を完成し、W B F の承認後（インターネット上で）、あるいは規則の個人的解釈として公表することを奨励する。

12 条で、「重大な間違い”serious error”—C 項 1(b)」（訳注：に該当するか）は、プレイヤーの技量（度量）に従い判断すべきである。

13 条 F 項で、「与えることがある”may be awarded”」は委員会の意向を反映したものである。いかなる場合でも 67 条（訳注：過不足のあるトリック）を参照することは不適當である。余分なカードがプレイされてしまったことが判明し調整スコアを与える場合、同一のカードを 2 枚持っていない正しい枚数のカードを配られたプレイヤーは全員、全く無過失であることにも注意する。

17 条 E 項を適用する場合、最初の順番外のパスに引き続くパスは取り消され、最初の順番外のパスだけが違反行為である。

【解説】 W N E S           左の例で E/S/W のパスはすべて取り消し、コールは  
          1H \_ P P           N に戻る。最初に順番外のパスをした E だけが反則者  
          P                 で 16 条 D 項のペナルティを科される。

25 条 A 項—意図していなかったコールをしたプレイヤーがこれに気づかなかった場合、「考える間」はプレイヤーが自分の間違いに初めて気づいたときから査定することをビディングボックス規則で定めることを強く勧告する。（管轄団体に留意をお願いする。）

27 条 B 項—Endicott 氏の解釈が採用され、合意された。すなわち：（訳注：言い直したコールで）可能性のあるハンドの集合が、厳格には不十分なビッドに一致するハンドの集合の部分集合ではない場合でも、いくつかの不十分なビッドをアーティフィシヤルに訂正する（訳注：不十分なビッドをアーティフィシヤルなコールで言い直す）ことを認める管轄団体が増える傾向にあることに委員会は注目した。委員会はこのアプローチを歓迎し、管轄団体が希望する限りにおいて、その後プレイを続けさせることを条件に 27 条 B 項を多少柔軟に解釈することを認めるよう管轄団体に勧告する。ハンド終了時に不十分なビッドの助けがなければ結果は異なる（また結果として非反則側が損害を受けた）とディレクターが判断すれば 27 条 D 項を適用する。

【解説】不十分なビッドをアーティフィシヤルなビッドに言い直した場合、柔軟に（積極的に）27 条 B 項を適用し、調整なしにオークションとプレイを続けさせる。ハンド終了後（取り消した）不十分なビッドの情報が非反則側に被害を与えたと判断すれば 27 条 D 項でスコアを調整する。

27 条 B1(a)および 27 条 B1(b)で「オークションはこれ以上の調整なしに続行する」と書かれている場合、これはオークションおよびプレイはこれ以上の調整なしに続行するという意味に解釈することも合意された。

43 条 B 項 3—12 条 B 項 1 を参照するとき、ディフェンダーは双方を反則側として扱い、別々の（スプリット）調整スコアを与える。権利を失った後、ダミーがプレイ中にリボークを指摘した場合は、ペナルティ・トリックの移動はない。しかし、ディレクターは公平を回復する。

【解説】ディクレアラ側にはリボークトリックを加えないスコア、ディフェンダー側にはリボークのペナルティのトリックを引いたスコアをそれぞれ与える。

45 条 F 項—プレイヤが示唆されたカードをいずれにせよプレイする場合ディレクターはスコアを調整すべきではないという Kooijman 氏の提案は同意された。ダミーは手続き上のペナルティを負う。

50 条 E 項—Di Sacco 氏はこの規則の適用例を要請した。プレイヤはこのカードをプレイしなければならないという要求とプレイヤがそのカードを持っているという情報とを区別しなければならない。最初 KQJx からパートナーの Ax に向けてアンダーリードすることは認められるが、その後ディレクターは 50 条 E 項 3 の適用を決定することもある。

Bavin 氏は、プレイヤがそのカードを持っているという情報から利益を得なかったことをディレクターに確信させなければならないと考えている。これは前年下された WBF 法規委員会の決定を継承する考えである。

64 条 C 項—同じボードでリボークが 2 回起きた場合、2 回目のリボークにおける公平は 1 回目のリボーク後の状況を参照して決定する。

【解説】1 回目のリボーク後、非反則側のスコアがペナルティを加えて 6 メークになったとすれば、相手の 2 回目のリボークによるトリックの移動では 5 メークにしかならない場合、ディレクターは公平を回復するため、スコアを 6 メークに回復する。つまり、1 回目のリボークが起こる「前」ではなく、「後」の公平を回復する。

86条D項—反則側が2番目のテーブルでボードをプレイできないことに責任がある場合、反則側は最初のテーブルの自分たちに有利なスコアから利益を得ることは許されない。この条文最後の括弧内の部分は、一方は反則側、他方はそうではない特別な状況に適用する。これ以外のすべての状況では括弧内の部分を無視し、本文の規則を適用する。反則側が二つあることもありうる。86条D項の適用に当たっては、「有利な 'favorable' スコアとはありそうにない(unlikely)スコアのことである。考慮するありそうにないスコアは非反則側あるいは反則側のいずれにも有利になることがあり、前に説明した場合を除き、この条項の適用の決定はディレクターの裁量権の範囲内である。

【解説】「ありそうにないスコア」とは2Aの抜けたスラムや、ビッドしそうにないスラムをビッド&メークするなど)

[補足：テーブルAで悪いスコアを得た側の違反行為によりもう一つのテーブルでボードがプレイできなくなった場合、TDは調整スコアを与える際このスコアを全面的に加重（訳注：100%）することを考慮するという考えを会議の後、委員長が提案した。

テーブルAで並外れて良いスコアを得た側がそのテーブルでもう一つのテーブルでそのボードをプレイすることができなくなるような違反行為を行ったときは、TDが選定調整スコアを与える場合、この良い結果の加重は制限されるべきであるが調整の際ある程度は考慮してよい。

そのテーブルのある側が違反行為をしたためにボードをプレイできなくなり、もう一つのテーブルでは並外れて良いスコアがある場合、良いスコアを得た側が無過失なら全面的に加重した選定調整スコア、良いスコアを得た側が反則行為を行った場合はそれ以下（おそらく50%）を与えるのが妥当だろう。

一方のテーブルでは並外れて良いスコア、もう一つのテーブルではボードをプレイできないが誰の責任でもないときは、60%程度の加重が適当と思われる。]

93条G項—この条文で与えられた修正権限は上告の処理における手続きを変更する権利である。92条A項の下に上告する競技者の権利を無効するものではない。管轄団体が上告を聴取する手順を定めていない場合は（80条B項2(k)参照）、担当ディレクターが聴取し、93条A項の下に裁定する。

## 第12条

この規則のどこかで単純に「調整スコアを与える」権限がディレクターに与えられているときは、選定と人為的のどちらの調整スコアかを決定するには第12条を参照する。第12条の意図は、ディレクターが選定調整スコアを与えることができるときはいつもそのようにする。12条C項1または第12条C項2(a)を適用する場合は人為的調整スコアを与える。12条C項2(a)は「結果が得られなかった」ではなく「結果を得ることができない」と書かれているので、ボードは完了しなかったが完了を予知できる段階に達していれば選定スコアがふさわしいことに注意する。

## 第 16 条他—情報を知る権利について

16 条 A 項 1(d)は規則および規定にある情報の記憶をプレイヤーが使うことを認めている。しかし印刷された規定、ルールブック、誰かのスコアカードあるいはビディングカードの裏などを記憶の助けとして（40 条 C 項 3(a)）オークションやプレイ中に見る権限をプレイヤーに与えていない。システムカードと補足ノートについては 20 条 G 項 2 参照。1

同様に 78 条 D 項もオークションやプレイ中にこの規則でプレイヤーに与えられた情報の印刷物（訳注：試合要項、採点方式など）を参照する権限をプレイヤーに認めていない。

20 条 F 項 1 は、オークションおよびプレイ中対戦相手にそれまでのオークションの説明を求めまた受け取る方法を定めている。この時点でプレイヤーは実際に行われたコール、行われなかったが関係する別の代わりのコール、および前述の中から行動を選択したことから得られる推論に係わるパートナー間の合意事項について説明を受ける権利を持つ。（「代わりの”alternative”」コールとは別の意味を持つ同じコールではない—例えば対戦相手に対する答えが「5D はダイヤモンドのプリファランスです」とすれば、さらに「4NT がブラックウッドだとすればどのような意味ですか」という質問に対する答えは自発的なもので第 20 条 F 項 1 の要求によるものではない。）

81 条 C 項 2 は、規則にある権利と義務をプレイヤーにアドバイスすることをディレクターに求めている。ディレクターは処理している状況に係る権利と義務に限定して情報を与える。

## 第 20 条

正しい説明がパートナーの前の説明は間違っていたことを明らかにすることは違反ではない。「また説明の間違いがあったことも一切示唆してはならない」（第 20 条 F 項 5(a)）という言葉は、質問に対しては第 20 条 F 項の下に常にパートナーシップ間の合意事項を正しく説明するという規則の優先規定に従うことを意味しない。

## 第 75 条 C 項

「N-S のハンドについて正確な説明を E-W は得る権利がない」という句は 1975 年規則で初めて現れた。その当時も現在と同様、テーブルの結果をディレクターが変更することを禁止する命令を伴っていた。これは第一義的に、パートナーシップ間の合意事項は合法的な質問に対しては正確に説明しなければならず、またハンドの内容について説明者（プレイヤー）が信じていることを説明してはならないことを疑問の余地なく確立するために挿入された。この協約は 1987 年規則にも引き継がれている一方、2007 では NBOs は記載例や言い回しを改訂すべきか意見を求められた。寄せられた中では以前のままとするが多数意見で、同時に脚注から規則本文に移した。

## 第 93 条

93 条 G 項—この条文で与えられた修正権限は上告の処理における手続きを変更する権利で

ある。92条A項の下に上告する競技者の権利を無効するものではない。管轄団体が上告を聴取する手順を定めていない場合は（80条B項2(k)参照）、担当ディレクターが聴取し、93条A項の下に裁定する。

4. 委員会はWBFスクリーン規定について委員長が用意した覚書を検討した結果、WBF法規委員会(WBF Rules & Regulations Committee)に送付することを合意した。これは特に、トレイからビデオカードを取り出したプレイヤーは「パスしたものとみなされる」と規定に記載することを提案している。